

イベント等の利用について 新城総合公園

●イベント開催について注意を要する事項

- ・開催内容について、別添の協議書に必要事項をご記入いただき、企画内容の分かるもの(イベント内容や規模、搬入・搬出関係、警備・スタッフ配置計画など)をご持参の上、下記へご相談ください。

※新城総合公園管理事務所 0536-25-1144

- ・イベントに関する事故、アクシデント、クレーム等、全て主催者の責任において、対応していただきます。
- ・施設、設備、芝生や樹木等の破損、会場の汚れについては原則、原形復旧となります。
- ・公序良俗に反する恐れのある場合、宗教への勧誘行為や信条等を強要するもの、設営や撤去など施行上の安全対策ができない、イベント中に発生するアクシデントなどへの対応能力がない等と判断される場合、公園の整備、管理上支障のある場合など、お断りする場合があります。
- ・イベント会場の設営、準備、撤去については、原則、開園時間内での実施となります。一般の来園者への安全対策等を十分に実施した上で、開園時間外の作業が必要な場合は、別途ご相談ください。

※公園の開園時間

午前7時～午後7時(3～10月)

午前7時～午後6時(11～3月)

駐車場台数 約1000台(競技場・自由広場を臨時駐車場として使用時)

- ・公園内にテント、ステージや看板を設置する場合は、新城設楽建設事務所への申請が必要となります。
- ・物販については、イベントに関連するものについては、協議の上、実施の可否を判断いたしますのでご相談ください。
- ・コンサートなど音が出るイベントについては、概ね1ヶ月前までに近隣への事前周知がひつようとなります。
- ・公園内には関係者用駐車スペース(バックヤード)はありません。
- ・園内は、原則禁煙です。指定場所以外での喫煙は禁止です。
- ・調理など火気を使うものについては、三方囲い等養生を行い、消火器などを常備してください。
- ・原則として火気の使用を禁止しております。ただし、イベントブース内において調理したものをお客様に提供する場合については、火気の使用を認めております。なお、火気を使用する場合は、三方囲い等養生を行い、消火器などを常備するなど、要件を満たしていただく必要がありますので、火気の使用を検討している場合は、管理事務所へご相談ください。別途、所轄の消防署に露店等の開設届も提出していただきます。

●イベントの主な開催可能場所

芝生広場（18,300m²）

- ・東側に既設のステージを備えた広場です。
- ・電源については、ステージ裏の電源盤が使用できます。
- ・テント等設置する場合は、脚に重りをつけて風対策を行い、下に板を敷くなどの養生をしてください。
- ・イベントで発生したゴミは、全て主催者の責任で処理してください。
- ・コンサートなど音が出るイベントについては、概ね1ヶ月前までに近隣への事前周知が必要となります。また、演奏時間やリハーサルの音出しの時間帯についても、一定の配慮が必要となります。
- ・トイレは西と東に2個所ありますが、トイレットペーパー等の消耗品の補充については、主催者の責任で対応してください。

屋根付き広場

- ・直径27m、高さ最高7mの白いUFO型のドームです。
- ・地面は土のグラウンド
- ・広場横の電源盤が使用できます。

野球場（19,600m²）競技場（14,800m²）陸上競技場（28,850m²）テニスコート（4,800m²）

- ・有料施設については、原則として「ネットあいち」による抽選となります。既定の料金が必要となります。
- ・各施設の使用後は、清掃やグラウンド整備を行っていただきます。
- ・雨天等で使用ができない場合があります。
- ・電源は、コンセントしかありませんので、必要に応じて発電機などを持ち込んでください。

園路などをマラソンや自転車レースで使用する場合

- ・マラソンや自転車レースなど競技上、危険と判断される場合は、主催者側において清掃作業等を実施していただきますので、日程や場所等をご相談ください。
- ・大会実施する場合において、歩車分離を徹底してください。また、参加者以外がコースに入らないように、適所に安全監視要員を配置する等の安全対策が必要です。
- ・園路や駐車場が規制される場合、概ね1ヶ月前までに公園利用者に対して看板等での事前周知が必要となります。
- ・公園全体を使用するイベントの場合、安全管理や駐車場の関係上、該当する有料施設を押さえていただく場合がございます。

【イベント開催までの主な流れ】

時 期	項 目	内 容
およそ3ヶ月以上前	日程の調整 イベント概要の聴取 企画・概要書の提出 公園との打ち合わせ	イベント開催希望日が他のイベントと重複していないか イベント利用目的の確認、公園利用促進に合致しているか イベントの規模・概要の把握 イベントの規模・過去の実施状況により打ち合わせの回数は異なります
およそ1ヶ月前	関係法令の手続き 公園の占用利用申請→許可 マニュアルの提出 公園との打ち合わせ	消防署、警察署、保健所等への手続き イベント開催に伴いテント・ステージの占用位置・数量等の確定後、新城設楽建設事務所維持管理課へ「占用許可申請書」を提出してください。 公園管理事務所の支援体制の確立 マニュアルに対する共通認識を持ちます。
当 日	イベントの開催	

【よくある質問】

質 問	回 答
イベントブース内で調理したものを提供したいのですが、火気の使用は可能ですか？	イベント開催内であれば可能です。 芝生や舗装が汚れないように養生をしっかり行ってください(三方囲い、消火器の準備など) 芝生や舗装を傷めた場合は、原形復旧していただきます。
音楽イベントを開催する場合など、音を出すイベントの場合、注意することはありますか？	公園の設置上、コンサート等の音については、周辺の住宅街などにぬけてしまっていますので、周辺自治体へ開催告知と音について、チラシ等で事前周知していただく必要があります。 その他、注意が必要となる点は次の通りです。 ①音源対策（音源で122dB以下、境界で70dB以下） ②公演時間（最大午後6時まで）※季節により異なります
イベント実施時に出たゴミや汁は公園内に捨てる場所はありますか？	ゴミステーションを設置するなど分別して、主催者側で処理してください。
園内へ車で入る場合の手続きについて教えてください	園内の乗り入れについては、事務所への申請及び通行許可証の発行手続きが必要となります。 主催者側で車番、運転者の連絡先のリストを作成し、公園管理事務所の車両通行許可を受けてください。
園内を通行する場合の注意事項はありますか？	園内は、歩行者や自転車、関係車両の通行がありますので、通行する場合は、下記のルールで通行してください。 ①通行証はダッシュボード上へ必ず掲示して下さい。 ②園内走行は20km以下(最徐行)で走行 ③ハザードランプの点灯 ④歩行者や自転車に注意して通行して下さい。 ⑤入口の車止めは、通行後、確実に元の位置に戻して下さい。 ⑥歩行者が優先となります。前の車両の追い越しも禁止です。
芝生広場へ車を進入させたいのですが可能ですか？	天然芝生への車の乗り入れは原則できません。展示等で、天然芝部分に乗り入れる場合は、養生をしっかりして実施して下さい。 破損があった場合は原形復旧していただきます。
設営・撤去が公園開園時間外に及ぶ場合は、どのようにしたらよいですか？	時間外搬入や時間外搬出については、別途ご相談ください。 前日設営、後日撤去も可能です。ただし、以下の対策が必要です。 ①来園者への看板による設営作業の事前周知をしてください。 ②作業場所をカラーコーンで囲むなどして来園者への安全対策の実施してください。 ③夜間は無人となります。夜間ににおける設営物の盗難等については公園では、責任は持ちません。
テントなどの設置について、許可申請はどこに、どのような様式で、いつ行えば良いですか？	新城設楽建設事務所維持管理課への申請が必要です。 申請様式については、建設事務所のホームページをご覧ください。 添付書類は、イベント企画書、占用位置、専用の大きさがわかる図面が必要となります。 申請時期については、イベント開催の1ヶ月前までが目安となります。
臨時駐車場としてどこかを使うことができますか？	競技場(有料 約300台)、自由広場(無料 約200台)を臨時駐車場として使用することができます。 使用後は、グラウンド面の整備が必要となります。